

ESG 10 minutes

管理部門向けのESG情報開示・対話のニュースレター

2023年11月

(本号は2023年10月31日までの情報に基づきます)

What's New & Update (2023/8～2023/10)

日付	主体	内容
2023年8月2日	IAASB	「国際サステナビリティ保証基準 (ISSA) 5000」の公開草案を公表
2023年8月3日	SSBJ	サステナビリティ基準委員会を開催 (8/22、9/5、9/19、10/2、10/16にも開催) 【→p.3記事】
2023年9月11日	OECD	「G20/OECD コーポレート・ガバナンス原則 2023」を発行。従来の原則を改訂し、新章として「サステナビリティとレジリエンス」を導入
2023年9月14日	ISSB	国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB) がボード会議を開催 (10/24、25にも開催) 【→p.3記事】
2023年9月18日	TNFD	TNFD (自然関連財務情報開示タスクフォース) が自然関連リスク管理・開示のフレームワークの最終提言を公開【→p.3記事】
2023年9月21日	ISSB	IFRS S1号およびIFRS S2号に関する移行支援グループ (Transition Implementation Group) のメンバーを発表
2023年10月7日	米国カリフォルニア州	「気候関連企業データ説明責任法 (法案 SB253)」および「温室効果ガス: 気候財務関連リスク (法案 SB261)」の2つの法案に州知事が署名【→p.3記事】
2023年10月17日	欧州委員会 (EC)	欧州サステナビリティ報告基準 (ESRS) セクター別基準およびEU域外企業向け基準の開発期限を2024年6月末から2026年6月末に延期する提案を発表【→p.2記事】
2023年10月21日	欧州議会等	欧州サステナビリティ報告基準 (ESRS) 第1弾を最終採択【→p.2記事】

1. 欧州サステナビリティ報告基準の公表および今後の予定

2023年7月31日、欧州委員会(EC)は、企業サステナビリティ報告指令(CSRD)に基づく欧州サステナビリティ報告基準(ESRS)の委任規則案を公表しました。本委任規則案は、2023年10月21日に欧州議会およびEU理事会による審議期間が終了し、最終的に採択されました。2024年1月1日以降、CSRDの適用対象企業(*)に適用されます。

公表されたESRSの概要

2023年7月31日に公表されたESRS第1弾は、業種にかかわらず適用されるセクター共通基準のセットです。その内訳は、すべてのサステナビリティ事項に適用される2つの横断的基準、および環境、社会、ガバナンスに関する10のピック別基準の、合計12基準で構成されています。

国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)や気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)の枠組みと異なり、環境や社会が自社に与える財務的影響と、自社が環境や社会に与える影響の両方を考慮して重要性を評価するという特徴があります(ダブルマテリアリティ)。

カテゴリー	基準	
横断的な基準	ESRS 1	全般的な要求事項
	ESRS 2	全般的な開示
環境	ESRS E1	気候変動
	ESRS E2	汚染
	ESRS E3	水と海洋資源
	ESRS E4	生物多様性と生態系
	ESRS E5	資源使用と循環型経済
社会	ESRS S1	自社の従業員
	ESRS S2	バリューチェーンにおける労働者
	ESRS S3	影響を受けるコミュニティ
	ESRS S4	消費者と最終利用者
ガバナンス	ESRS G1	企業の行動倫理

出典: ESRS委任規則案をもとにPwC作成

(*) CSRDの適用対象企業については、ESG 10 minutes Vol.7を参照してください。

EFRAG草案からの主な変更点

ECが7月31日に公表したESRSは、2022年11月にエフラグ(EFRAG)が提出した草案をベースに、企業の報告にかかる負担の削減、国際基準との整合性の強化など、ESRSの適用促進のための変更案を加え、さらにこの変更案に対するフィードバックを考慮して最終化したものです。主な変更点は以下のとおりです。

マテリアリティ評価	段階的適用	開示要件の任意化
ESRS2「全般的な開示」のみマテリアリティ評価によらない必須開示とし、他の基準はすべてマテリアリティ評価により開示の可否を判断する。重要でないとは判断した場合、開示不要。ただしE1基準については重要でないとは判断した理由の詳細な説明が必要。それ以外の基準については判断の理由の説明義務はない(説明してもよい)。	EFRAGが提案した全企業に対する経過措置に加えて、全企業に対し、環境関連の予想される財務的影響、社会関連のいくつかの指標につき、初年度のみ開示の省略可。従業員750人未満の企業に対してはさらに、初年度のGHGスコープ3(E1)およびS1基準開示、最初の2年間のE4, S2, S3, S4基準開示の省略可。	E4基準(生物多様性の移行計画、外来種、土地利用の変化に関する影響要因など)、S1基準(非従業員に関する賃金、社会保障、傷病など)、G1基準(贈収賄、汚職の件数や内容、訴訟の詳細など)など、いくつかの開示要件やデータポイントを任意開示とする。
		相互運用性強化
		ISSB基準、GRIスタンダードとの整合性強化

今後のESRS開発予定

ESRSセクター別基準およびEU域外企業向け基準の開発期限を2024年6月末から2026年6月末に延期する提案がECから発表されました。なお、EU域外企業グループへのCSRD適用はこの延期の影響を受けずに、2028年から(2029年報告)開始される予定です。

一方、上場中小企業向け基準および非上場中小企業が任意開示を行うための簡易基準の開発は、優先的に進められています。

2. サステナビリティ開示基準の設定に関する動向

- ・自然関連財務情報開示タスクフォース(TNFD)は、自然関連のリスク管理・開示のフレームワークの最終提言を公開しました。
- ・米国SECによる気候関連開示規則の最終化に先んじて、カリフォルニア州における気候関連開示要求に関する法案に州知事が署名しました。一定の売上高の閾値を満たす、米国以外に本社を有する企業の米国子会社も適用対象となります。

国際的な動向

【TNFD最終提言の公開】

TNFDは、2023年9月18日、自然関連のリスク管理および情報開示のフレームワークの最終提言を公開しました。

TNFDは、世界の金融の流れを自然にとってマイナスの結果からプラスの結果へとシフトさせることを目的として、企業が自然関連のリスク管理および情報開示を行うためのフレームワークを開発している国際的なイニシアチブです。

主要なフレームワークの1つである「開示推奨項目」は、TCFD^(*1)と整合した「ガバナンス」「戦略」「リスクとインパクト管理」「指標と目標」の4つの柱からなっており、TCFDが開示推奨する11項目に自然関連特有の3項目を加えた14項目で構成されています。TNFD特有のポイントは以下です。

- 自然関連の影響と依存の観点で説明を要求
- バリューチェーン全体(直接操業、上流、下流)までが説明範囲
- 優先地域(重要地域および脆弱性の高い地域)の開示を要求
- 影響を受けるステークホルダー(特に先住民と地域社会)との関係性の説明を要求

その他のフレームワークとして、自然関連のリスクと機会を特定・評価するためのガイダンスである「LEAPアプローチ」、指標例、シナリオ分析や目標設定のガイダンスなどが公開されています。

【国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)の動向】

SASBスタンダード^(*2)の国際的な適用可能性を向上させるための方法論に関する公開草案への意見募集が2023年8月に終了したことを受け、ISSBは寄せられたコメントについて議論しました。

今後、ISSBは当該方法論に従って改訂を進め、最終化した改訂版SASBスタンダードを2023年12月に承認する予定です。

米国の動き

【カリフォルニア州における気候関連開示要求に関する法律】

2023年10月7日、カリフォルニア州における「気候関連企業データ説明責任法(法案 SB253)」および「温室効果ガス:気候財務関連リスク(法案 SB261)」の2つの法案に州知事が署名しました。

適用対象は、一定の売上高の閾値(SB253:年間10億米ドル超、SB261:年間5億米ドル超)を満たし、かつ、カリフォルニア州で事業を営む公開企業および非公開企業(米国以外に本社を有する企業の米国子会社を含む)です。ただし、保険会社はSB261の適用対象に含まれません。

SB253は、GHGプロトコルに準拠したGHG排出の報告を要求しており、SEC規則案では特定条件下でのみ要求されるスコープ3排出の開示も必須要件としています。企業はスコープ1およびスコープ2排出を2026年から、スコープ3排出を2027年から報告する必要があり、また報告に対する第三者保証も必要となります。

SB261は、TCFDに沿った気候関連財務リスクの報告を要求しています。企業は2026年1月1日より前に最初の報告を、それ以降は隔年での報告が必要ですが、保証要件はありません。

このような法案が同州知事に承認された一方で、適用期限を含む一定の懸念事項に対処するため、来年度にカリフォルニア州議会と協力予定であるとのメッセージが付されました。

【米国証券取引委員会(SEC)による気候関連開示規則】

SECは2023年秋に気候関連開示規則を最終化する予定です。

国内の動き

サステナビリティ基準委員会(SSBJ)は、日本版S1基準およびS2基準(以下、日本基準)の開発を進めています。これまではS1基準の議論が中心でしたが、2023年9月からは気候関連のS2基準の個別論点に関する審議が始まりました。SSBJは、日本基準の公開草案を2024年3月末、確定基準を2025年3月末までに公表する予定です。

(*1) 気候関連財務情報開示タスクフォース

(*2) 旧SASB(サステナビリティ会計基準審議会)により公表された77産業に関する産業別開示基準のこと。

その他刊行物と ESG 10 minutes 過去号の紹介

2023年3月期有価証券報告書におけるTCFD提言および人的資本に関する開示状況の分析、TOPIX100企業のSASB基準の適用と開示状況に対する調査のご紹介

本稿と合わせて、ESG 10 minutes のバックナンバーもぜひご一読ください。

2023年3月期有価証券報告書におけるTCFD提言および人的資本に関する開示状況の分析

2023年1月の「企業内容等の開示に関する内閣府令」の改正により、2023年3月期に係る有価証券報告書において、サステナビリティ全般および人的資本・多様性などに関する開示の拡充が図られました。これを受け、2023年3月期の有価証券報告書にて気候関連および人的資本の開示を行っている企業に対して、その開示状況の分析・調査を行いました。

詳細は以下にて掲載中

- TCFD提言に関する開示状況の分析(23年3月期有価証券報告書)
<https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/column/sustainability/tcf-analysis06.html>
- 人的資本に関する開示状況の分析(23年3月期有価証券報告書)
<https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/column/sustainability/human-capital-analysis02.html>

サステナビリティ情報開示の進展

TOPIX100企業のSASB基準の適用と開示状況に対する調査 ー「ビジネスモデルとイノベーション」の開示が進むも課題ありー

本調査では、現在、SASB基準の観点から日本企業がうまく対応できている領域と、さらなる改善の余地がある領域についての理解を深めることで、日本企業や投資家が今後の基準の変化に適應するための情報を提供します。

詳細は以下にて掲載中

<https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/thoughtleadership/progress-in-sustainability-information-disclosure.html>

ESG 10 minutes Vol. 8(2023/8)のトピック

- ・IFRS S1号およびIFRS S2号の公表
- ・サステナビリティ開示基準の設定に関する動向

ESG 10 minutes Vol. 7(2023/4)のトピック

- ・「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正の公表
- ・サステナビリティ開示基準設定に関する動向
- ・EUサステナビリティ情報開示に関する規制動向

ESG 10 minutes Vol. 6(2023/1)のトピック

- ・「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正案の公表
- ・サステナビリティ開示基準設定に関する動向

ESG 10 minutes Vol. 5(2022/10)のトピック

- ・サステナビリティ開示基準設定に関する動向
- ・内閣官房「人的資本可視化指針」の概要
- ・人的資本情報開示の海外動向

ESG 10 minutes Vol. 4(2022/7)のトピック

- ・サステナビリティ開示基準設定に関する動向
- ・金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告の公表について
- ・欧州サステナビリティ報告基準(ESRS)の解説

詳細は以下にて掲載中

<https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/column/esg-10minutes.html>

Fact Sheet

PwC*1は、社会における信頼を構築し、重要な課題を解決することを Purpose (存在意義) としています。私たちは、世界151カ国に及ぶグローバルネットワークに約364,000人のスタッフを擁し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。



主な提供サービス

- ・ 監査およびアシュアランス
- ・ コンサルティング
- ・ ディールアドバイザリー
- ・ フォレンジック
- ・ 税務
- ・ 法務

 **People**
364,232人

 **Locations**
151カ国
688都市

(2023年6月30日時点)

 **Revenues**
531億米ドル (2023年6月30日時点)

事業分野別 総収益 (単位: 百万米ドル)	FY23 (FY23為替 レート)	FY22 (FY22為替 レート)	増減率	増減率 (恒常為替 レート)
アシュアランス	18,728	18,009	4.0%	8.9%
アドバイザリー	22,599	20,708	9.1%	13.0%
税務および法務	11,767	11,577	1.6 (7.8*)%	5.8 (12.5*)%
総収益	53,094	50,294	5.6%	9.9%

地域別 総収益 (単位: 百万米ドル)	FY23 (FY23為替 レート)	FY22 (FY22為替 レート)	増減率	増減率 (恒常為替 レート)
米州	23,535	21,336	10.3%	10.7%
アジア太平洋	10,011	9,862	1.5%	7.2%
欧州・中東・アフリカ	19,548	19,096	2.4%	10.2%
総収益	53,094	50,294	5.6%	9.9%

* 恒常為替レートによる変動率は、米ドルの為替レートの影響を除いた現地通貨ベースの成長率を反映しています。2023年度の収益は、PwCの全ファームの収益を合算したもので、2023年度の平均為替レートによる米ドルで表示されています。2022年度の集計収益は、2022年度の平均為替レートで表示されています。総収入には、クライアントに請求した費用が含まれていません。2022年度の数値は、2023年度に現行のオペレーションの最新事業構造を反映して更新しています。2022年度の数値は、2023年度の現在の事業構造を反映させるため修正再表示しています。税務および法務サービスの成長率には、2022年4月29日に分離したGlobal Mobility and Immigrationの収益が含まれています。分離した事業からの収益を除くと、恒常為替レートによる収益は5.8%増ではなく12.5%増、変動為替レートによる収益は1.6%増ではなく7.8%増となります。

*1 PwCとは、プライスウォーターハウスクーパース・インターナショナル・リミテッドのメンバーファームによって構成されたネットワークを意味し、各メンバーファームはそれぞれ独立した法人です。

本 ESG 10 minutes へのお問い合わせは、PwC あらた有限責任監査法人 サステナビリティ企画管理グループ までお問い合わせください。
Email : jp_aarata_esg-mbx@pwc.com

PwCのメンバーファームが
サービスを提供した先は、

178,000社+

Fortune Global 500社中
87%

